

独立行政法人経済産業研究所 中期計画（第5期）

<基本的考え方>

独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）は、平成13年4月の発足以来、国から独立した中立的・客観的な立場から、理論的あるいは実証的な政策研究を実施することを通じて、経済産業政策の政策形成や評価検証プロセスに幅広く貢献してきた。また、経済系シンクタンクの国際的なランキングにおいて常にアジアの中ではトップクラスに位置し、査読付き英文学術誌に年間50件程度の論文が掲載されるなど、国内外から高い評価を得ている。特に、政府統計データ、独自のサーベイ・データ等を用いた実証研究では、日本の拠点として内外で認知されるようになってきている。

近年、我が国においては、急速な少子高齢化に伴う人口減の深刻化、エネルギー・環境問題など様々な課題に直面している。こうした課題を解決するために、AI・IoT・ビッグデータなど第4次産業革命の進展による「Society 5.0」の実現が求められており、経済産業省をはじめ政府でも、「Society5.0」の推進を提唱している。今後、「Society5.0」を実現するためには、新たな汎用技術の進展に加え、それに合わせて「組織」と「人」の変革を進め、経済社会システム全体の再構築を図る必要がある。

第5期中期目標期間においては、これまで研究所で推進してきたAIに関する研究（AIを活用した企業パフォーマンス、消費者行動の分析等）に、第4次産業革命関連の研究及び近年急速に進展している行動経済学的アプローチ等に加え、経済学以外の理系の研究者へ間口を広げた研究を行い、文理融合を含めた複数分野の研究が社会科学、経済学に結びつくように段階的に体制を確立する。また、多様化・複雑化する経済社会の問題解決のために今後一層重要性が高まっているEBPM（Evidence Based Policy Making（証拠に基づく政策立案））研究を推進することにより、経済産業政策の立案等に貢献する。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

（1）調査・研究・政策提言・資料統計業務

(a) 経済産業政策の重点的な視点の反映

研究所は、効率的かつ効果的な配分を通じて研究業務の重点化を図りつつ、我が国の経済産業政策の立案にさらに貢献するとともに、経済及び産業に関する知識と理解の増進を図るため、第5期中期目標期間は、経済産業政策をはじめとする政府全体の中長期的な政策の方向性を踏まえ、エビデンスに基づく経済社会システムの変革に貢献すべく、研究活動を実施する。

(b) 研究プログラムの設定

第4期中期目標期間に引き続き、経済産業政策がカバーしている通商政策、産業政策、経済政策など幅広い政策分野を念頭に経済産業政策を踏まえた研究を行い、きめ細やかに研究の進捗状況の確認や研究ニーズの変化に対応ができるよう、国際経済、地域経済、労働経済、生産性、技術等10程度の研究分野を設定し、文理融合を含めた研究を行う。

個々の研究分野を「研究プログラム」と呼び、各研究プログラムの下で、複数の研究プロジェクトを実施する。具体的な研究プログラムは、毎年度の年度計画策定時に、経済情勢や経済産業省の政策ニーズ等の変化を勘案して、研究プログラムとしての適切性を検証した上で、理事長・理事・所長等をもって構成する運営会議での審議を経て決定し、年度計画で具体化する。

各研究プログラムに、当該研究プログラムに属する研究全般の管理を担うプログラムディレクターを置く。また、必要に応じて、プログラムディレクターを補佐するプログラムサブリーダーを任命する。

(c) 研究プロジェクトの設定

調査・研究は、研究プログラムの下に、経済産業政策の中長期的な視点を踏まえた「研究プロジェクト」を設定して実施する。

各研究プロジェクトは、経済産業省等における政策ニーズ等を踏まえつつ、研究所の理事長・理事・所長等で構成される運営会議において決定する。研究プロジェクトの立ち上げの際には、経済産業政策の中長期的な視点に沿った研究であることを確認するとともに、経済産業政策とのリンケージ（期待される貢献の内容）について議論するため、政策実務者も招いてブレインストーミングワークショップ（BSWS）を開催し、研究計画について議論する。特に、EBPM、文理融合及び海外研究者との共同研究を含めた研究プロジェクトを積極的に立ち上げるとともに、それらに対する予算等の資源配分を充実する。

(d) 研究プロジェクトの実施・管理

各研究プロジェクトは、当該研究プロジェクトのプロジェクトリーダーが、当該研究プロジェクトの属する研究プログラムのプログラムディレクターの助言・指導を受けつつ、責任を持って実施する。研究プロジェクトの設置期間は各研究プロジェクトの性格によっても異なりうるが、1年間ないし2年間を標準的な期間とする。

各研究プロジェクトの成果となるディスカッションペーパー（DP）等は、政策実務者も招いた DP 検討会等の内部レビュープロセスを経た上で、原則公表する。

各研究プロジェクトの研究計画に基づいた進捗状況を定期的に確認するとともに、四半期ごとに予算執行状況を確認した結果を、研究計画の見直しに反映する。

また、国内外の大学、産業界等の外部の有識者を招いて意見交換を行い、研究テーマの適切性や進捗状況、成果の検証等について、助言を得て、研究プロジェクトの追加等に反映する。

そのために、以下のような取組を進める。

- 適切なインセンティブの付与等を通じて、査読付き英文学術誌等への投稿・採択を研究員等に奨励するとともに、研究員の業績評価に際して、査読付き英文学術誌等への掲載件数、白書・審議会資料等における研究成果の利用実績や政策アドバイスの実施状況を考慮する。
- 研究プロジェクトの改廃に当たっては、査読付き英文学術誌等への掲載件数、白書・審議会資料等における研究成果の利用実績、プロジェクト・メンバーの政策実務者との意

見交換の実施状況、BSWS・研究会・DP 検討会等への政策実務者の参画の程度を勘案する。

- ・政策実務と政策研究を橋渡しする上で重要な役割を果たすことが期待されるコンサルティング・フェロー（CF）として、研究マインドのある有為な政策実務者を積極的に登用する。

(e) 文理融合・学際的な分析・研究等の実施

研究所がこれまで推進してきた AI に関する研究等に、第 4 次産業革命関連の研究（Society5.0）及び近年、急速に進展している行動経済学的アプローチ等に加え、他分野の専門家等の協力を得て研究を行う。具体的には、経済学以外の法学、工学、医学等の研究者へ間口を広げ、問題意識、研究テーマ、分析手法の立て方などにおいて、文理融合を含め、複数分野の研究が経済学を含む社会科学に結びつくように他分野の専門家等と協力・連携して研究を行う。また、有効な政策立案への提言を行うため、10 年先の社会が見える研究者、10 年後の技術を知る社会科学者が協力・連携して研究を行う組織へ発展させ、5 年、10 年先の産業・科学技術を見据えた経済、法制度等の研究を行う。

(f) 経済産業省等への政策提言を効果的に行うための取組

研究所の調査・研究が経済産業政策の立案に着実に貢献していくためには、経済産業省等への政策提言を効果的に行っていくことが不可欠である。そのため、経済産業省等との間で調査・研究の企画段階から成果の評価までを共有する取組を一層充実させる。その際、中堅・若手の優れた研究者と経済産業省等の課室長、課長補佐級の政策実務者の交流の活発化に努める。

また、近年の EBPM の重要性に鑑み、リソースを充実し、効果的な EBPM のために政策形成の段階から経済産業省等の政策実務者と連携するとともに、外部の研究者とのネットワークも活用しつつ、幅広い EBPM ニーズに対応する。

加えて、経済産業省等からの多種多様な相談を受けるアクセスポイントとして、第 4 期から設置した「政策アドバイザー」を通じて、経済産業省等とのネットワーク・人脈を構築する。

そのために、以下のような取組を進める。

- ・白書担当課室に対して、研究成果やデータ提供を行うとともに、意見交換の機会を設け、ニーズの把握に努める。また、経済産業省等の審議会・研究会等において研究成果が活用されるよう、審議会・研究会等の関係者との連携等を図る。

(g) 資料統計業務

調査・研究を支えるため、研究プロジェクトに必要な民間のビッグデータを活用するとともに、独自の調査結果を基に精緻なパネルデータを構築し、経済産業省をはじめとする各省庁や政策実務者等にとって有益となるデータ等の整備を行う。

(h) 研究ネットワークの拡大

調査・研究を国際的に高い評価につながる水準で行うため、これまでの蓄積で得られた研究ネットワークの継続的な拡大とともに、新しい研究分野の人材発掘や若手研究者の積極的登用・育成、海外からの客員研究員等による新陳代謝を図ることで研究体制を強化する。

さらに、グローバルな視点や現実の経済的・社会的状況を踏まえた研究成果を創出して政策提言につなげるべく、客員研究員等（ヴィジティングフェロー、ヴィジティングスカラ）制度活用による海外研究者や海外の大学・研究機関や国際機関との連携を拡充し、その知見を取り入れる。

(2) 成果普及・国際化業務

(a) 成果普及業務

研究成果の普及を積極的に広く一般に対して実施を図る。

研究所の発信力を強化する観点から、シンポジウムやセミナー、BBL セミナー等を開催するとともに、ターゲットに合わせた効果的な広報活動として政策実務者向け及び国内外へのタイムリーな情報発信機能を充実させる。

そのために、以下のような取組を進める。

- ・第5期で重点的に行う分野間の垣根にまたがる研究やEBPM 研究についてのシンポジウムやセミナー、BBL セミナーを開催する。
- ・ウェブサイトについては、従来の研究論文やイベント結果の掲載に加え、タイムリーな政策提言に関するコラムや特別企画等の更なる内容の充実を図る。また、ターゲットに合わせた効果的な情報発信として、政策実務者向け及び国内外へ情報発信機能（動画配信、メディア、SNS 等）を充実させ、利用者の裾野拡大に努めるとともに、利用度の向上を図る。
- ・研究所で構築したデータベースについては、実証研究の基礎的インフラとして、広く活用できる場を提供する。

(b) 国際化業務

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「国内外の政策研究機関との連携強化を進める」とされていることを受けて、これまで培ってきた「知のプラットフォーム」としての国際的な認知度を活かして研究所の国際化を強化し、世界の最先端の政策研究を積極的に取り込むことなどにより、経済産業政策の立案等に貢献する。

そのために、以下のような取組を進める。

- ・理事長及び所長のリーダーシップの下で、海外の大学・研究機関や国際研究機関との連携を強化し、共同研究の推進を図るとともに国際ネットワークを拡充する。
- ・幅広い分野における海外の要人、世界的権威のある研究者をシンポジウムに招聘する等、国際交流を促進する。

(3) 業務向上の指標設定

第5期中期目標期間においては、第4期から引き続き、「量」より「質」を重視した取り組みを充実させるとともに、これまで以上にアウトカムに重点を置き、研究所における調査・研究の「質」を測る指標や、研究所の知名度、ネットワークに関する指標を採用し、以下の諸指標の達成を目指す。各年度の指標は、年度計画により定める。

(a) 調査・研究・政策提言・資料統計業務に関する定量的指標

- ・学術的成果として国際的な評価につながる査読付き英文学術誌等への掲載及び専門書籍への収録件数を中期目標期間中に 200 件以上達成する。
- ・EBPM、文理融合及び海外研究者の研究論文数を中期目標期間中に 120 件以上達成する。
- ・白書、審議会資料等における研究成果の活用の件数及び政策アドバイス（研究員等が学術的な知見に基づき政策実務者に対して個別に行う政策形成に関連する助言や情報提供）を中期目標期間中に 840 件以上達成する。

(参考指標)

- ・研究所内部レビューを経て公表した研究論文数
- ・経済産業省政策実務者の政策立案過程における研究所の研究・助言等の貢献度
- ・研究所が保有するデータベースの利用状況（データベースアクセス件数）

(b) 成果普及・国際化業務に関する定量的指標

- ・公開シンポジウム・セミナー等の集客数を中期目標期間中に 20,000 人以上確保する。
- ・外国人招聘者によるセミナー件数を、中期目標期間中に 84 件以上達成する。

(参考指標)

- ・文理融合および EBPM に関連するセミナー数
- ・セミナー参加者のうち政策担当者数（定量的指数の内数）
- ・政策立案能力強化に貢献するための、経済産業省等の政策担当者を対象とする経済学専門ナレッジ研修の実施件数

(c) 定性的指標

- ・中長期的な経済産業政策課題の解決のため、理論的・分析的な裏付けのある斬新な政策提言ができたか。
- ・研究所の研究成果・提言内容・助言等が政府の意思決定・政策立案に影響力のある文書や有識者間での政策論争に用いられたか。
- ・中長期的な経済産業政策課題の解決に資する政策研究・政策提言を行うというミッションを逸脱し、研究自体が自己目的化していないか。
- ・経済産業政策立案プロセスに寄与する質の高い研究成果をあげるため、研究所内で研究マネジメントをどのように見直したか。
- ・多様化・複雑化する政策課題の解決や「Society5.0」に向けて、経済学・法学・工学・医学などの分野を横断する文理融合・学際研究を積極的に推進したか。

- ・他の研究機関等との連携を強化したか。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

上記1に記した、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置をとり、研究所が世界レベルの研究を推進していくために、必要な常勤研究員・スタッフの充実を図る等組織体制及び研究環境を整備する。

(1) 組織体制の充実

- (a) 各年度計画で定める研究プログラムそれぞれに、当該研究プログラムに属する研究全般の管理を担うプログラムディレクターを任命する。必要に応じてプログラムサブリーダーを任命する。また、四半期ごとに予算執行状況を確認した結果を研究計画の見直しに反映する。
- (b) 経済産業政策の重点的な視点に限らず、経済産業省等からの多種多様な相談に応じるアクセスポイントとして、「政策アドバイザー」を指名するとともに、EBPM 関連分析を通じて、経済産業省等とのネットワーク・人脈を構築し、政策実務者が研究所の知見を活用できる体制を整える。
- (c) 多様な人材を確保するとともに内外の動向に対してより柔軟な研究体制を整備し、研究力の底上げを図り、知のプラットフォームの役割を充実させる。

(2) 業務の効率化

第4期中期目標期間に引き続き、第5期中期目標の期間中、新規増加分及び拡充分（以下、「新規等」とする。）は除外した上で、一般管理費については、運営費交付金によって行う事業について、前期最終年度から毎年度平均3%以上、業務費については、前期最終年度から毎年度平均1%以上の効率化を図る。

また、新規等の運営費交付金によって行う事業については、新規等実施年度比を毎年度平均で、一般管理費3%以上、業務費1%以上の効率化を図る。

(3) 人材確保計画の策定、人事管理の適正化

政・官の役割分担が変化する中、政治的意思決定の前提となる科学的エビデンスについて、政策の選択肢や利害得失を正確に提示することが経済産業省を含め、政策実務者の役割として重要になっている。最近の「エビデンスに基づく政策形成（EBPM）」の動きに象徴されるように、こうした傾向は今後一層強まっていくと予想される。こうした要請に応じて研究所の役割を果たすため、若年層のキャリアパスの明確化を含めた必要となる適正な人材確保・育成方針を策定し、人事評価に基づく適正な人員配置を行い、職場の活性化を図る。その際、給与水準については、国家公務員等の給与水準を十分に考慮して適正化に努めるとともに、その合理性・妥当性も含めて対外的に公表する。

(4) 適切な調達の実施

公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総

務大臣決定)を踏まえて毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

(5) 業務の電子化

在宅勤務(テレワーク)を導入し、政府が推進する「働き方改革」実現に向けて、事務手続きの簡素化等、電子化の促進を図るとともに、主要会議のペーパーレス化を徹底する。

(6) 財務内容の改善

研究所は、経済産業政策に貢献する研究・政策提言を行う研究機関であることから、財政基盤を公的資金に依拠することを基本とする。ただし、資金使途は有効か、使途の透明性が確保されているか、不必要な固定経費が発生する等硬直的な組織運営となっていないか、本来得られる収入機会を逃していないか、といった視点から交付金の効率的な使い方に努めることとする。

(a) 適切な執行管理

自然災害とはじめとする特殊要因や中期目標管理法人の研究活動に伴う不確実性といった変動要因は考慮する必要があるが、より効率的かつ効果的なプロジェクトの実施を可能とするため、プロジェクトごとに研究計画の進捗状況を踏まえた運営費交付金予算の配分の見直しを行い、管理会計の手法を活用したプロジェクトごとの予算管理体制を継続する。

人員体制や調査・研究業務等に係る事業計画を十分に精査し、目標を達成する上で最適な運営費交付金の執行を行う。

(b) 外部資金の獲得について

官民からの受託事業費や競争的資金については、研究所のミッションに合うもの、他の研究とのシナジー効果のあるものについて前向きに検討するとともに、自己収入の確保に努める。

(7) 内部統制

中期目標で示された内部統制の充実に向けた目標を実現するため、以下の方策を実行する。

(a) 法人のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝達される仕組みをIT技術も活用しつつ構築する。

(b) 法人のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用する。

(c) 予算の執行状況について、四半期毎に理事長がチェックし、運営会議に諮る。

(d) 計画・実施・フォローアップ監査、改善という一連のPDCAを適切に実施するとともに、役職員に対する研修を行う。

(8) 情報管理

情報公開について、適正な業務運営及び国民からの信頼を確保する観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59条）」に基づき、適切な対応をとるとともに、職員への周知徹底を行う。

特に、多様化・凶悪化するサイバー攻撃に対しては、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（総務省行政管理局長通知）や内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の方針等を踏まえて、政府や関係機関等と脅威情報を共有しつつ、研究所においてソフトとハードウェア両面でのセキュリティ対策を継続する。

また、特定個人情報の取扱いに関しても、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（個人情報保護委員会、平成26年12月18日）に基づき、研究所が定める基本方針に沿った安全管理措置を着実に実施する。

3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 予算

[運営費交付金の算定ルール]

毎年度の運営費交付金（ $G(y)$ ）については、以下の数式により決定する。

$$G(y) = [A(y-1) \times \alpha a \times \beta(y-1)] + [B(y-1) \times \alpha b \times \gamma \times \beta(y-1)] + [C(y) + D(y-1) \times \delta(y-1)] - E$$

- $G(y)$ は当該年度における運営費交付金額
- $A(y-1)$ は直前の年度における一般管理費（人件費を除く）相当分
- $B(y-1)$ は直前の年度における業務費（人件費、退職手当を除く）相当分
- $C(y)$ は当該年度における退職手当見込額
- $D(y-1)$ は直前の年度における人件費相当分
- E は、自己収入における過去の実績の平均値
- αa 、 αb 、 $\beta(y-1)$ 、 $\delta(y-1)$ 、 γ については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な計数値を決定する。

αa （一般管理費（人件費を除く）の効率化係数）：年平均で、前年度比3%以上の削減を達成する。

αb （業務費（人件費、退職手当を除く）の効率化係数）：年平均で、前年度比1%以上の削減を達成する。

$\beta(y-1)$ （消費者物価指数）：前年度における実績値を使用する。

$\delta(y-1)$ （人件費伸び率）：人事院勧告による給与改善分を反映する。

γ （政策係数）：法人の業務の進捗状況や、財務状況、新たな政策ニーズ等への対応の必要性、経済産業大臣による評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。

[注] なお、人件費は「常勤役員及び常勤職員に対し支給する報酬、賞与、その他手当の合計額で、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まれていない」と定義。

第5期中期目標期間の予算額については、必要な事務・事業の規模を反映して、別紙のとおり事務・事業を開始する。

(2) 収支計画（令和2年度～令和5年度収支計画）

別紙参照。

(3) 資金計画（令和2年度～令和5年度資金計画）

別紙参照。

[注] 財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入の健全性、使途の透明性、資金使途の有効性が損なわれないように努めるとともに、本来得られる収入の機会を逃さず、固定経費が発生する等硬直的な組織運営とならないよう努めることとする。

4. 短期借入金の限度額

（短期借入金の限度額）

- ・ 運営費交付金の受け入れが最大3か月遅れた場合を想定して、一般管理関係類支出の約3か月分（239百万円）を短期借入金の限度額とする。

（想定される理由）

- ・ 運営費交付金の受け入れが遅延

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

※なし

6. 剰余金の使途

- ・ 調査及び研究業務の追加実施（パイロットスタディの実施）等の政策研究機関としてのパフォーマンス向上のための使途に使用。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(a) 施設・設備に関する計画

※なし

(b) 人事に関する計画

○方針

- ・ 業務を効果的かつ効率的に実施できるよう研究の実状及び重点化等に則した人員の確保及び人員の最適配置等の人事の円滑化を図る。

(参考1)

1) 期初の常勤職員数 61人

2) 期末の常勤職員数の見込み 79人

※平成24年に改正された労働契約法により、平成30年度以降、有期労働契約が繰り返し更新されている非常勤職員を、無期労働契約に転換して増加する常勤職員数を含む。

※研究職員の既存契約の調整や研究活動全般の状況等に応じて、必要な人員の追加があり得る。

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

・中期目標期間中の人件費総額見込み2,354百万円

上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対し支給する報酬、賞与、その他手当の合計額で、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まれていない。

また、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分や、平成24年に改正された労働契約法により、平成30年度以降、有期労働契約が繰り返し更新されている非常勤職員を、無期労働契約に転換して増加する常勤職員の人件費分は含まれていない。

(c) 中期目標の期間を超える債務負担

※なし

(d) 積立金の使途

※なし

(別紙)

○予 算

(百万円)

区 別	調査・研究・政策提言・資料統計	成果普及・国際化	法人共通	合計
収入				
運営費交付金	4,109	990	1,793	6,892
普及業務関係収入	0	10	0	10
計	4,109	1,000	1,793	6,902
支出				
業務経費	4,109	1,000	0	5,109
うち人件費（常勤役員・職員）	1,548	293	0	1,841
業務費（人件費を除く）	2,561	707	0	3,268
一般管理費	0	0	1,793	1,793
うち人件費（常勤役員・職員）	0	0	513	513
一般管理費（人件費を除く）	0	0	1,280	1,280
計	4,109	1,000	1,793	6,902

[人件費の見積り] 運営費交付金のうち、期間中総額2,354百万円を支出する。

なお、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対し支給する報酬、賞与、その他手当の合計額で、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まれていない。

今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分や平成24年に改正された労働契約法により、平成30年度以降、有期労働契約が繰り返し更新されている非常勤職員を、無期労働契約に転換して増加する常勤職員の人件費分は含まれていない。

[退職手当財源の考え方] 退職手当については、運営費交付金を財源とする。

[運営費交付金の算定ルール]

毎年度の運営費交付金（ $G(y)$ ）については、以下の数式により決定する。

$$G(y) = [A(y-1) \times \alpha_a \times \beta(y-1)] + [B(y-1) \times \alpha_b \times \gamma \times \beta(y-1)] + [C(y) + D(y-1) \times \delta(y-1)] - E$$

- $G(y)$ は当該年度における運営費交付金額
- $A(y-1)$ は直前の年度における一般管理費（人件費を除く）相当分
- $B(y-1)$ は直前の年度における業務費（人件費、退職手当を除く）相当分
- $C(y)$ は当該年度における退職手当見込額
- $D(y-1)$ は直前の年度における人件費相当分
- E は、自己収入における過去の実績の平均値
- α_a 、 α_b 、 $\beta(y-1)$ 、 $\delta(y-1)$ 、 γ については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な計数値を決定する。

α_a （一般管理費（人件費を除く）の効率化係数）：年平均で、前年度比3%以上の削減を達成する。

α_b （業務費（人件費、退職手当を除く）の効率化係数）：年平均で、前年度比1%以上の削減を達成する。

$\beta(y-1)$ （消費者物価指数）：前年度における実績値を使用する。

$\delta(y-1)$ （人件費伸び率）：人事院勧告による給与改善分を反映する。

γ （政策係数）：法人の業務の進捗状況や、財務状況、新たな政策ニーズ等への対応の必要性、経済産業大臣による評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。

[注-1] 上述の予算計画（収支計画、資金計画も含む。）については、①一般管理費（人件費を除く）の効率化係数▲3%、業務費（人件費、退職手当を除く）の効率化係数▲1%、消費者物価指数±0%、政策係数±0%、人件費伸び率±0%と想定し、②退職手当については、令和元年度の見込みが中期目標期間中同額で推移するものと想定した試算結果を示すものである。

[注-2] 人件費は「常勤役員及び常勤職員に対し支給する報酬、賞与、その他手当の合計額で、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まれていない」と定義。

○収支計画（令和2年度～令和5年度収支計画）

（百万円）

区 別	調査・研究・政策提言・資料統計	成果普及・国際化	法人共通	合計
費用の部	4,109	1,000	1,793	6,902
経常費用	4,109	1,000	1,793	6,902
業務費	4,109	1,000	0	5,109
うち人件費（常勤役員・職員）	1,548	293	0	1,841
業務費（人件費を除く）	2,561	707	0	3,268
一般管理費	0	0	1,793	1,793
うち人件費（常勤役員・職員）	0	0	513	513
一般管理費（人件費を除く）	0	0	1,280	1,280
収益の部	4,109	1,000	1,793	6,902
運営費交付金収益	4,109	990	1,793	6,892
普及業務関係収入	0	10	0	10
純利益	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0
純利益	0	0	0	0

○資金計画（令和2年度～令和5年度資金計画）

（百万円）

区 別	調査・研究・政策 提言・資料統計	成 果 普 及・国際 化	法人共通	合計
資金支出	4,109	1,000	1,793	6,902
業務活動による支出	0	1,000	1,793	6,902
翌年度への繰越金	0	0	0	0
資金収入	4,109	1,000	1,793	6,902
業務活動による収入	4,109	1,000	1,793	6,902
運営費交付金収益	4,109	990	1,793	6,892
普及業務関係収入	0	10	0	10

[注] 財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入の健全性、使途の透明性、資金使途の有効性が損なわれないように努めるとともに、本来得られる収入の機会を逃さず、固定経費が発生する等硬直的な組織運営とならないよう努めることとする。